

## 【子ども未来支援費・令和9年度事業費の配分申請手続き】

令和8年度共同募金運動に寄せられる寄付金に対して、令和9年度にこども食堂等を実施するために受配申請をする場合は、本書記載事項にご留意のうえ、所定の手続きをお願いします。

### 1 提出書類：「令和9年度子ども未来支援費受配申請書」（様式1）

- ① 令和9年度受配申請に係る使途計画書（様式2）
- ② 申請事業に係る活動概要（様式3）
- ③ 会則（直近のもの）
- ④ 役員名簿（就任年月日等が記載された最新のもの）
- ⑤ 令和8年度収支予算書
- ⑥ 令和7年度収支決算書
- ⑦ その他（団体パンフレット・チラシ等の参考書類）

2 提出先：事業を実施している市区町村の共同募金会（別紙「市区町村支会所在地」参照）

3 提出部数：川崎市の団体……………4部（区支会・市支会・県共募・申請者控え）  
川崎市以外の市町村の団体…3部（市区町村支会・県共募・申請者控え）  
※原本1部の他はコピー可（添付書類を含む）。※カラーコピー不可。

4 提出期間：令和8年5月7日（木）～6月30日（火）

（令和8年8月末までに神奈川県共同募金会より、受配申請書受理通知ハガキを送付いたしますので、記載事項をご確認ください。）

5 配分概要：後掲「令和9年度子ども未来支援費・配分申請要領」のとおり

6 配分決定の可否：本会の配分委員会の承認を得て、理事会・評議員会で審査のうえ、令和9年3月末に、書面をもって連絡いたします。

### 7 配分決定要件

#### (1) 「受配者規程」の適用

配分金による事業の執行、および配分金の管理等につきまして、本会「受配者規程」が適用されます。

#### (2) 「共同募金受配」の広報

共同募金運動は、県民皆さまの善意により支えられています。

配分決定を受けた場合は、関係者はもとより広く一般に配分金による事業内容の周知をお願いします。

\* 受配申請書の様式は、本会ホームページ (<https://www.akaihane-kanagawa.or.jp>)により、ダウンロードが可能です。【ダウンロード期間：令和8年4月27日～6月30日】

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

☎ 045 (312) 6339 / Fax 045 (313) 2529

Email : [info@akaihane-kanagawa.or.jp](mailto:info@akaihane-kanagawa.or.jp)

## 令和 9 年度子ども未来支援費・配分申請要領

- 1 配分財源 : 令和 8 年度共同募金  
2 事業実施年度 : 令和 9 年度 ( 令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 3 1 日 )

### 3 配分対象事業

地域で暮らす子どもたちを対象とする非営利型の食支援活動 ( こども食堂 ) を実施するための令和 9 年度事業費。

※本会が実施する、高齢者・重度障害児者を対象とした「在宅福祉援助費 ( 家事介護・配食・送迎 ) 」への配分申請を行う場合は、本資金への申請はできません。

- 4 配分申請額 : 一事業主体当たり 10 万円以内 ( 万円単位での申請 )

### 5 配分対象条件

- (1) 原則として月 1 回以上、こども食堂を開催していること ( 原則として会食 )
- (2) 利用対象者 ( 子ども ) が常時 5 人以上いること
- (3) 本会が非営利活動として認めた利用者負担金等により実施する活動 ( 無償による活動を含む ) であること
- (4) 会則および各種会計書類を整備していること
- (5) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会勢力 ( ※ ) および反社会勢力と密接な関りがある団体でないこと

※反社会勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員 ( 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む )、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会勢力が配分対象事業の運営に関与していると認められる団体をいいます。

### 6 配分対象外事項

- (1) 地方自治体及びおよび社会福祉協議会の委託事業ならびに営利を目的に設立された団体による事業
- (2) 食の提供を伴わない、子ども支援事業
- (3) 原則として月 1 回に満たない活動
- (4) 団体組織を運営するための経常的経費

### 7 配分対象経費

- ・食材費・消耗品費・配送費・参加したボランティアの交通費 ( 実費 )
- ・活動に使用した会場の賃借料・印刷費・ボランティア行事用保険料 など

( 注 ) 補助金などの公的資金や他の助成金が充当される費用、団体の通常活動のための経費や、団体の維持・管理のみを目的とした経費は本資金の対象となりません。

※共同募金の配分決定を受けた場合は、助成対象外となる民間助成金がありますので、共同募金の申請に際しましては、別途、各資金の助成要綱等をご参照のうえ、お手続きください。